

## 第15回運営調整部会 会議録

会議の名称	第15回 運営調整部会
開催日時	平成21年2月12日(火) 18時35分から21時36分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)立石部会長 (副部会長)金井副部会長、平副部会長 (部会員)金子委員、神尾委員、高橋委員、永瀬委員、浅羽委員 鈴木委員、三宅委員、吉澤委員、石井委員、伊田委員 豊田委員
会議内容	1 川口市自治基本条例の手引き(案)について 2 運用推進委員会について 3 今後のスケジュールについて
会議資料	資料1 川口市自治基本条例の手引き 資料2 「川口市自治基本条例の手引き(たたき台)」に関する各部会からの意見集 資料3 運用推進委員会に関する各部会からの意見集 資料4 自治基本条例策定後の広報・PI活動への要望
発言内容	<p>運営調整部会長</p> <p>1月28日に私と5人の副委員長とで市長に条例素案を第1次答申として行った。</p> <p>本日の議事は、条例の手引きと運用推進委員会についてである。この案件がこの策定委員会に残された最後の事項となるが、皆様方には慎重に審議いただきたい。</p> <p>初めに、川口市自治基本条例手引き(案)について、起草委員会の委員長から説明いただきたい。</p> <p>川口市自治基本条例手引き(案)の検討(その1)</p> <p>起草委員長</p> <p>資料1をご覧ください。資料2は今回使わないが、各検討部会で出た委員の意見であり、これを元に2月4日の起草委員会で検討を行っている。</p> <p>それでは要点をいくつか申し上げる。</p> <p>条例の名称から「(仮称)」がとれ、さらに法制担当で細かい文言等を検討して、既に条例(案)としてでき上がっている。</p> <p>これは、例えば第6条の「危機管理」で、これまでの「自然災害や人的災害等の」という表記を、「や」ではなくて「、」とするというよ</p>

うな変更が行われているということであって、内容について変更をしたということではない。

具体的な手引きの修正箇所として、冒頭の「歩み」に、2ページ分の内容が追加された。最終答申の箇所はまだ空欄だが、今後、追加されることとなっている。

次に、目次の一番下に「条例の構成についての説明」を追加した。これは条文の読み方に慣れていない市民の方に配慮しては、という提案もあり、法制担当を中心につくったものだ。例えば、アラビア数字は第何項と読むといったことが書いてある。

また、用語の解説では、前は、例えば法規範、裁判規範とは何か、といった法律上の、あるいは地方自治に関する専門用語の説明を入れていたが、余りにも細か過ぎる、一般の人が読むには難しい、という指摘も多くあり、最小限必要なところ以外は落とすこととした。

編集段階、起草段階、各検討部会等での重要な論点、議論が多く交わされた論点については、議論の経緯をかなり入れていたものの、必ずしも必要ではないという意見も多かったので、できるだけ削った。

しかし、その類をすべて落としているわけではない。例えば用語解説で「新財務指標」という項目があり、細か過ぎるという意見もあったが、これは編集段階で本文に入っていた文言であって、そう簡単に削ることもできない。こういったものに関しては逆にできるだけ残す方針をとっている。

また、個別的な内容で、2つ代表的なものをピックアップしてお話しするが、まず「協働」の問題は、NPO法人や事業者のことは関連する条文の箇所にできるだけ入れた。例えば、第2条、第5条、第9条である。

もう一つ問題のオンブズマンは、第28条の用語の解説のところで説明を入れている。ご承知のとおり、オンブズマンという制度を入れるべきかどうかの問題があり、条文では、市政オンブズマンを「公平かつ誠実な行政運営を確保するため」の制度の具体例として入れている。ただ、これまでの用語の解説では余りにも詳し過ぎて、むしろ策定委員会は市政オンブズマンをつくるべきと判断したような印象を与えてしまうという意見があり、説明を簡略化することで対応措置としている。

代表的な2つを申し上げたが、大きく分けて、凡例を入れたことと、難解な用語説明をできるだけ省いたことが挙げられる。条例策定の経緯についても同様にできるだけ簡略化してある。

内容についても意見を反映し、文言、文章のつながりなどの体裁を勘案しながら、変更をした。

手引きの修正について、概略の説明は以上である。(起草委員長)

#### 運営調整部会長

10分ほど時間をとって各自読み込んでもらいたい。

#### - 各委員資料の読み込み -

第22条では、組織間の連携、責任の所在を明確化、組織のあり方、というところが中心だと思うが、できればさらに、現在の組織同士の連携による業務運営を推進していくというところまで加えてもらいたい。私の所属する検討部会でこだわったところだ。

#### 起草委員長

22条と23条はペアになっていて、手引きでは見出しが同じになっているが、条例では23条に見出しはない。つまり、22条と23条をあわせて行政組織全般について規定しているということになる。役割分担としては、22条が行政組織の入れ物を、23条は入れ物の中身、つまり入れ物をつくった後にどう配置するか、配置される職員の育成をどうするかということについて書いてある。

ご指摘の点については、22条と23条とでは、例えば「市民の視点に立った」という文言が、共通化されているので、責任の所在を明確にするという面では、22条だけでなく23条も担当するという話になる。手引きでは、一応そういうことを念頭に置いているので、不明確であるということならば、23条のほうにいくつか説明を追加するということになるかと思う。

ただし、これは冒頭に話すべきだったかと思うが、この運営調整部会で決定すれば修正が可能なのか、起草委員会で議論が必要なのかという、手引きを修正する際の手続きの問題がある。起草委員会は2月4日で終了としたつもりだが、再度招集すべきかどうか。(起草委員長)

どちらの条文の説明でもよいが、「現状においてもできるだけ組織が連携しながら」という意味のものをどこかに入れてもらいたい。

「組織間の連携を意識し」、「部と部」あるいは「部の中の課と課の

問題」と記述してあるが、これではいけないのか。(事務局)

この文章では、そういった連携を意識した組織をどうつくるか、責任の所在を明確にするという2点に重点が置かれているように感じる。

今の浅羽委員の意見を運営調整部会で、確かに入れたほうがいい、ということで合意をしたなら、それを文言化するのは起草委員会をお願いすることになる。ここで文言を考えることではない。

私が、今日、事務局と相談しながら修正案を考えるということではどうか。起草委員会には事後的に了解をとる形になるが。(起草委員長)

もし、今日できるのなら、そのほうがよい。

それでは、そのようにしたいと思う。(起草委員長)

運営調整部会長

ほかに質問はあるか。

3点ほどある。まず1点目は、用語の解説で、「意見」と「意思」について解説があったものが消された理由は何か。「市民」には、市民個人と市民総体という両方の使い方があり、個人の場合は「意見」、総体の場合は「意思」と使い分けているということだったので、私としてはなるほどと思っていた。

2点目は26条の説明で、言葉が混乱しているように感じる。「行政評価」と「事務事業評価」という言葉は違うのか、同じなのか。

また、「政策」、「施策」、「事務」も一般市民が聞きなれない言葉であり、さらに、「政策の立案及び効率的な事務執行」というのもまたひっかかる。正確に書いているということなのだろうが、「政策の執行」と書いたほうがスムーズだ。言葉を選んでもらえればと思う。

3点目は、私の所属する検討部会からの意見だが、この条例の改廃に関しての説明をどこかに入れておいたほうがいいのではないか。そうしたほうが、市民にとってわかりやすくなる。

1点目は、技術的な理由からだが、記載したほうが市民の方の理解

が進むということであれば、残してもいいかと思う。(起草委員長)

わかりやすくなるというなら、入れても構わない。それほど深い理由で落としたわけではなかった。

市民の総意をどう調べるかを把握するのは非常に大きい問題で、運用推進委員会でも検討してもらったほうがよいかとは思う。

「意見」と「意思」を一般の市民の方がクリアに区別して考えるとは思ってはいるわけではないが。

11条は確かに市民の意思ということで総意だが、それをどう調べるかは触れていない。市議会議員選挙や市長選挙、あるいは、個別的な意見聴取といった、いろいろな方法、レベルがあると思う。ただ懸念として、あまり明確にすると、市民の意思とはあくまでも総意であって個人の意見ではない、市民一人一人の意見を聞くわけではないと宣言することになる。市民の意思とは全体の総意であって、意見ではない、ということは、一人一人の見解ではないことになる。(起草委員長)

それは理解している。16条で「市民の意見を聴取し」とあるように、ほかの条文で意見という言葉が出てきているので、「意見」と「意思」という言葉の使い分けをしていることを書いておいたほうがいいということだ。

これも今日検討することとしたい。

2点目の26条だが、これは行政評価の具体例を事務事業評価として挙げる形で説明しているのだが、どうか。(以上、起草委員長)

括弧書きにでもすれば、これがイコールなのだとわかる。例えば、「事務事業評価(行政評価)」にしてはどうか。つまり、最初に出た行政評価という言葉が最後に事務事業評価という別の言葉になってしまっているのがひっかかるということだ。

行政評価の一種としての事務事業評価という意味なので、イコールではない。

事務事業評価について説明してはどうか。これから施策評価もやるのであろう。

川口市でも施策評価も含めいろいろ行っている。14年度から事務事業評価システムを取り入れていて、その後、施策評価をやって、と続いていくのだが、ここでは全て書かずに、いつから取り組みを始めている、という単純な説明をしている。(事務局)

具体例として挙げているだけであれば、これ以上の説明は必要ないかと思う。(起草委員長)

似ている単語で、読んだ市民の方が混同しないように言葉の整理をお願いしたいということだ。

さらに言えば、1行目で「政策」とあって、2行目に「評価結果を施策に適切に反映させ」とあると、これもまた混同してしまう。26条の条文では政策「等」とあって、ここでいう「政策」は狭義の意味での政策であった。

事業も含むので「政策等」にしたかと思う。たとえば15条でも「政策の立案」という言葉が出ているが、ここでの「政策」が方針・指針を策定するということから、26条では政策に限定してしまうと事業が入らなくなってしまうことから「等」をいれて、政策の立案と効果的な事務執行という形で具体化して書かれている。

結局は、どこまで書くかということだ。最初にも法律上の技術的な概念についてはできるだけ落としたいと話したが、それは、これはあくまでも逐条解説ではなくて、全体がどういうものなのかを市民の方に理解していただく、というスタンスで作るからだと言った。ご指摘のように、細かい文言や概念でどうなのだという問題はあろうと思う。確かに、条文全体を眺めると、前半部分は理念的なところが強くて、後半は技術的なところが全面に出てきていると思うので濃淡を変えたほうが良いということはある。(以上、起草委員長)

市民を念頭に置いてたうえで、市民の方には分かりにくいだろうと思ったということだ。条文を変えてくれ、と言っているわけではない。

「政策」と「施策」と「事務事業」で一体何が違うのか用語解説で

わかるように書いたほうが、市民の方にとってはいい。

10分ほど読んで意見がこれだけ出たなら、もっと読めばさらに出てくるのだろう。市民の方がじっくり読んだ場合にどうなのかという話になってくるので、もっと読み込んでもらい、疑問点等があれば修正が必要なのかと思う。

ただ、起草委員会は一応は役割を終わって解散しているので、もう一度集まる必要があるかは、意見の出方によって対応したらいいかと思う。

3点目だが、条例の改廃について書くのであれば、運用推進委員会が市長に提言を行うということになっているので、条例の改正、廃止の問題も当然そこに書くことになる。

ただ、条例の改廃手続について、この条例自身は何も謳っていない。地方自治法といった上位法令との関係になるので、条例そのものの解説とは少し違って来る。もし、いれるなら「なお、条例を変更する場合は…」となるだろう。

これも検討したい。(以上、起草委員長)

私の所属する検討部会から、第9条に「既存の枠組みにとらわれない組織」という記述を要望していたが書いていない。

検討はしたが、ここにある枠組みに入ってくるので、あえて書く必要はないという考えだ。これまでの枠組みを超える組織とは、どういうものなのか。(起草委員長)

例えば、学校を中心とした地域協議会というイメージだ。条文には入らなかったので、逐条解説に載せたいという話になった。

最近、地縁団体とテーマ型団体との分断があって、学区単位の地域協議会が全国的に拡がりつつある。こうした考え方を盛り込めないかという要望だ。

「等」とはあるが具体的に、学区を中心とする団体ということで記述できればと思う。

それと、この手引きは、今日この場にいない策定委員にも見てもら

ったほうがいい。今、この場で決めることはない。

9条の解説に「ここでは、マンションに暮らす市民による組織も含まれます」とあるが、組織「等」とできないか。所有者団体的な要素と市民団体的な要素の2つがあって、管理組合も対象としているなら、「等」を入れないと、違ってきてしまう可能性がある。

広くとらえるのなら、「等」と入れても問題はないと思う。(起草委員長)

「背景」の「検討に着手」のところで「委員の皆さんにはまず自治基本条例の勉強をしていただくことを目的に」という部分を、例えば「策定委員会ではまず自治基本条例について勉強をすることを目的に」とするべきだろう。策定委員会を出す冊子に「委員の皆さん」と書いてあるのはおかしい。また、「セレモニー」という言葉ははたしてふさわしいのか。

これも検討する。(事務局)

「旨」という言葉は、基本的に「こと」に直すということであったが、まだ「旨」とある部分はわざと残したのか。

また、新財務書類4表という言葉の説明ではアルファベットの略称を落としてある。わかりづらいということだろうが、今後、市からの情報で、この略称で出ることはいないのか。

「旨」に関してはこちらのミスで残ったのだろう。修正する。

略称は、よく使う言葉ではあるが、いきなり単独で出することは、まずない。(事務局)

2条の用語の解説に「各種行政委員会」とあるが、これは通常「各種委員会及び委員」と表現することが多い。

また、「職員はこれらの執行機関が任命し」とあるが、23条で任命権者の用語解説をしているので、きちんと使い分けをしたほうがよい。執行機関は必ずしも任命権者ではないのでそこはテクニカルにつめたほうがよい。



あと一点、議会に関して16条で、「会議」という言葉が使われているが、これは本会議のことを言っているのだろう。これはおそらく一般の市民が読んでも、どの会議を指しているのかよくわからないので、フォローしておいたほうがよい。

例えば、会議録というものには、委員会の議事録も含むのか。

一般的に公開しているのは議会の本会議の会議録で、委員会の会議録は要請があって初めて公開している。(事務局)

そこがどうなっているのか分かるように記述してもらいたい。

率直に言えば、個別条例でどういうものがあるか、「政策」と「施策」と「事業」は具体的に何がどう動いていて、どれがこの条例に関係してくるのか、といったことを全部きちんと調査して洗い出さなければ、きちんとした逐条解説は書けないと思っている。現時点では具体的に正確なものを書くのは難しいだろう。

個人的な考えだが、今後、運用推進委員会では、恐らくそういう調査をしながら、自治基本条例をどう当てはめてどう運用を行っているのか、を議論して、具体的には手引きを書き換える作業をやらざるを得ないと思う。

全部の条文をひっくり返して、この概念とこの関係はどうなっているか、個別条例との関係がどうなっているか、そういう作業が必要になってくるので、今は確かに漏れがあるだろうが、どこで納得して折り合いをつけるかを判断していただきたい。(以上、起草委員長)

#### 運営調整部会長

確かに、個別条例とのつきあわせを徹底するのか、それともどこかで折り合いをつけるのかは重要な問題だろう。

運用推進委員会がどう運用していくかによっては、個別条例との照らし合わせで、変更を加えることにもなってくるのかと思う。

完璧を求めると、なかなか厳しいのだろう。手引きは今後も比較的簡単に修正できるということであったので、運用推進委員会の役割として明確にすることでどうだろうか。起草委員会をまた開催するというと厳しいので、ある程度は法制担当に委ねてもいいと思う。

今日初めて見たのでもう一度全策定委員の声を聞く必要があるという意見もある一方で、起草委員会としては、全委員の意見をもらった上でつくったのに、さらにいろいろと言われてもどうしようもない、ということもあるかと思う。

運用推進委員会の任務として、この手引きを見直していくというのは、とてもすばらしいアイデアだ。実際、運用推進委員会の任務として手引きに入れたらいい。

あまりに起草委員会に負担をかけるのは心苦しいので、意見は、場合によって委員長に一任するというのが一つの手かと思う。あるいは正副委員長で預かるかだ。

現在何百もある川口市の条例や規則、いろいろな制度などを全部、自治基本条例と照らし合わせながら仕組みを見ていかないと、責任を持って手引きは作れないという話であったが、そのとおりだと思う。1つの案だが、手引きは答申せず、案のまま中間発表としてはどうか。ここで完成させないで、運用推進委員会で完成させてもいいという考え方だ。この策定委員会では条例そのものは答申できたのだしそれでよしとしてもいい。

#### 運営調整部会長

今回の手引き案は、各検討部会の意見を尊重して、起草委員会で作ってもらった。運営調整部会の委員はある意味で各検討部会を代表しているので、これまでの指摘事項は、今から起草委員会の2人と事務局、法制担当で、30分間で修正をしてもらいたいと考えている。その上で、その修正案をもう一度議論して、どうするか決めたい。

それでは、起草委員のメンバーと事務局で検討をお願いし、残りのメンバーで運用推進委員会について議論を始めたいと思う。

#### 運用推進委員会の検討（その1）

#### 運営調整部会長

運用推進委員会についてのたたき台を作成したので、それをもとに議論したいと思う。

役割と任務と委員構成に分けたので、それぞれに意見をいただきたい。前回、公募委員について構成は現委員から4名、新規の公募は4名という話があったが、4名ではなく、現委員5名、新規委員3名と

したほうが各検討部会から1名出るので公平かと思っている。任期は2年間で、1年で半分入れ替わりということには変更は無い。

まずは10分程度ご覧いただきたい。

各自読み込み

運営調整部会長

それではご意見をいただきたい。

現策定委員から誰が出るのかを検討部会で決めることは、やめたほうがいい。検討部会による検討プロセスはこれまでも十分に経てきた。各検討部会から1名ずつとはせず、ある一つの検討部会から適切な人が2名3名出るのであればいいと思う。また、欠員が出る可能性もあるので、定員は1名増やして15名にしてはどうか。

もう一点、最後の個別条例ができる5年後まで1名だけでも現委員が残るようにできないか。

市民の総意をどのように確認するのは考えておかなければならない。また、定期的に運用推進委員会のあり方の検討をするということも役割にいれてはどうか。

任務や役割を決めるのなら、その任務を果たすための手段を行使する力も担保してはどうか。例えば、市に資料を確認した場合に確実に応じてもらえるようにするといったことだ。そうすれば運用状況を調べることができる。

運営調整部会長

情報提供ということか。市に対して、資料の提出や説明を要求することができるという権限だろう。

市長に対して答申する権限があるのかははっきりさせておいたほうがよい。

答申は諮問に答える形になるが、自発的な提言はするのか。

自治基本条例では「自発的に検討して、自発的に提言する」が基本

だが、市長が諮問して答申することができるということは、設置条例に加えられると思う。

ただ、年に1回は何かしなければならぬのか、何もなければ何もしないのか、これはいろいろと考えられる。何も無ければ提言はゼロだが、それでも報告ならできるだろう。

#### 運営調整部会長

年に1度は報告しなければならない、という規定と、提言することができる、という規定の両方あって、加えて市長から諮問も受けられるように記述したほうがよいだろう。

提言と報告、答申は何がどのくらい違っているのか。市長の諮問で想定されるものはあるのか。

例えば、市民投票条例の作り方について検討してください、ということもある。答申できるとしないと、自発的に思いつかないこともある。

運用推進委員会の運営の趣旨として、議会への要請もできるのか。

自治基本条例の趣旨からいえばそれもあてはまる。

運用推進委員会に対して、市民や職員が何か言えるシステムも必要ではないのか。市民や職員から出た意見の窓口としての機能だ。提言するにはそれらの意見も踏まえてということになるのではないか。

委員会は会議形式で年に何度か開かれるのだろう。窓口として常にあるわけではないし難しいのではないか。

#### 運営調整部会長

運用推進委員会を所管する課はあるだろうし、市民、職員は担当部署に意見を述べることができる、としておけばいいだろう。

会議の開催頻度は年間に2、3回では少ないと思う。打ち合せ、提言、諮問、答申と考えると足りない。

運営調整部会長

ここで、一度手引きの議論に戻りたい。

川口市自治基本条例手引き（案）の検討（その２）

起草委員長

検討を終えたので報告する。全ての条例や制度をひっくり返した上で逐条解説を作るのが本来のあり方なのだろうが、今回は条例の検討ではなく、手引きなのである程度折り合いをつけていただきたい。

「背景」の文言については、事務局でもう１度精査する。また「旨」も再度調べることとする。

第２条の用語解説は、「各種委員会及び委員」とし、「なお、職員は主に」とすることで対応する。

それから、第９条の（２）は「市民による組織等」とし、地域協議会は、テーマ型コミュニティを明確に定義していないことから、ここで読み込んでもらいたい。

第１１条の「意見」と「意思」は、削除の方向でいくこととし、逆に「総意」を残すと難しい問題が出てくるので、設けることの弊害も考えて削除することとしたい。

第１６条の（２）は、「川口市議会の本会議及び各委員会」とし、（３）は「本会議及び各委員会やその会議録」とする。

暫定だが、第２３条（１）に「２２条の組織間の連携も職員の指揮監督及び人材育成で配慮されます」と入れる。

第２６条（１）に「効率的な事務事業の成果、評価結果を適切に市政に反映させ、本市では行政評価の一つとして、平成１４年度から事務事業評価を」とする。

第３３条（３）について、「なお、本条例の改正にあたっては、地方自治法の規定に従って改正が行われます」とする。

以上である。（以上、起草委員長）

２６条では、評価の対象は政策そのものなので、「立案」はとるべきではないか。

そのようにしたい。（起草委員長）

地方自治法という言葉があるところは、自治法の第何条のなのか明

	<p>記してはどうか。</p> <p>確かにそうだが、いくつかの条文が関連してくるのでそれを全部書き出すのかということになる。(起草委員長)</p> <p>運営調整部会長</p> <p>修正版はいつごろできるのか。</p> <p>来週中にはできる。(事務局)</p> <p>修正版は一度、全委員に配布して最終確認をしたほうがよい。</p> <p>手順として、修正版を正副委員長で見て、了承をとった上で、各委員に配布するということがよいか。(起草委員長)</p> <p>運営調整部会長</p> <p>そのようにして、各委員に見てもらい、3月10日の全体会に諮るということよいか。</p> <p>運用推進委員の役割についても手引きに入れておいたほうがよい。</p> <p>今日の議論を反映したものを入れておく。(起草委員長)</p> <p>運用推進委員会の検討(その2)</p> <p>運営調整部会長</p> <p>運用推進委員会の検討に戻る。自治の推進にかかわる検証と運用推進委員会のあり方の定期的検証ということを加えるということであった。</p> <p>この場合の自治は、自治基本条例で定義する自治と理解してよいか。「市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと」の推進を検証するということになるが。(起草委員長)</p> <p>自治基本条例の運用状況のチェックという役割とどこが違うのかわからない。</p>
--	---

自治基本条例を推進することと、自治を推進することとは、同じになってしまうのではないか。(起草委員長)

市政運営のコントロールに重点を置いた視点と市民と協働する視点とで、なんとなくだがイメージが違う気がする。

手引きにも自治の推進と書いてあるのだし、よいのではないか。

運営調整部会長

先ほどの議論では、年一回は報告をするということ、委員会として提言ができること、市長が諮問をできるという三つの規定も書き込むという話になった。

また、運用推進委員会が任務を果たすために市に対して資料提供や説明を求めることができるということもあった。

市民から随時意見を受け付けられるようにするという点について、話の途中であったがどうか。

例えば市民がたらいまわしにあったときに、また、職員は、職場環境が整備されていないと感じたときに、自治基本条例が生きていないのではないかという声を届ける仕組みとしてあるといい。

手引きにしても、見た人が、これでは違うじゃないかと気づくこともあるだろう。広く意見を聞く姿勢、仕組みが必要ということだ。

そこまで厳密ではなくても、とりあえず意見を受け付けるということだろう。

対応が義務づけられるわけではないことは確認したい。真摯に対応するのは当然としても、その全てを議題にして、回答をしなければならないということではない。(起草委員長)

運用推進委員会が広報P Iなどの実施主体となるのは人数的に厳しいだろう。そこで部会を設置できるとしているので、人手が必要な場合には、委員以外の人にその部会に入ってもらってはどうか。

ボランティア募集はありうるだろう。ただし、企画立案は委員であ

り、そのための部会となるだろうが、そのなかに入って委員として活動するとなると制度的に難しい。委員としてではなく、あくまでも実施する際の手伝いという形になる。(事務局)

実施段階で、行政と運用推進委員会とで相談してということになるのかと思う。

運営調整部会長

必要であれば、委員ではない協力者を募ることができるということになるのだろう。

では役割として、「自治の推進に関わる検証」と「定期的な運用推進委員会のあり方の検討」が入るということ、また、役割・任務を果たすために、市に対する資料の提供や各担当部署に説明を求めるができること、年に1度、報告や提言をすること、市長が諮問できること、といった点を加えるということによろしいか。

- 一同異議なし -

運営調整部会長

続いて、委員構成について話し合いたい。15名にする、検討部会の枠を撤廃する、5年間は市民公募委員が1名残る、といった意見があったがどうか。

検討部会をずっと背負っていくのはどうかとも思うが、それでも検討部会から1名は選んで欲しいとも思う。今の委員から6名、新規に2名として、各検討部会から入る余地があるほうがいいのではないか。

運営調整部会長

検討部会を気にしないという意見と、反対に、検討部会から出そうという意見がある。いずれにしても誰がどうやって選ぶかということが大きな問題であると思う。

先ほど、手引きの修正案を各委員に配ることが決まった。そのときに運用推進委員会の委員になりたい人を募るとい、お知らせを入れてはどうか。



立候補を募った上で、くじ引きか抽選としてはどうか。

運営調整部会長

私としては、立候補者が6名もいるかが心配だ。

団体推薦の枠が2名でいいかなど、定数を先に決めてはどうか。

運営調整部会長

では、先に公募委員以外の人数から確定させていきたい。中身は別として、数だけだ。

団体推薦枠は2名、市議会議員は2名、学識経験者は2名でよいか。

- 一同異議なし -

運営調整部会長

それでは、人数については、団体推薦は2名、市議会議員は2名、学識経験者は2名として、この6名は確定で願います。

続いて、市民公募委員は8名とするか、9名とするか。

8名でいいのではないか。

2年3年と続く時に、欠員が出ることもあり得る。頻度が多くなれば、参加率の問題もある。マックスの人数を確保したほうがよい。

決定したあとで言うのは申し訳ないが、私の所属する検討部会では、団体はたくさんあるので新規の団体推薦が1名では厳しいという意見があり、団体推薦は3名として提案した。そこに新規の公募市民は2名と公募の現委員6名を加えて11名だ。そういう意味での15名だ。

継続性を考えれば、年によって委員の数が変わるよりも、毎年同じ数のほうがいい。

運営調整部会長

公募委員は8名で決定としたい。また、団体推薦、市議会議員、学識経験者ともに現策定委員と新任委員の割合は1名と1名でよろしいか。

現実として、新任委員を2年ごとに交代できるかという問題はある。

運営調整部会長

2名ということだけ決めておいて、検討部会長5名で、次回までに決めてもらったほうがよいだろうか。

公募委員の割合はどうするか。

新任委員になるには1度経験したらダメなのか。

運営調整部会長

そこは決めていなかったが、より多くの市民に関わってもらいたいということで、今の委員の手から徐々に離していこうという話はあったかと思う。

任期とセットで考えたほうがいいのか。任期は1年では短すぎるので2年ではどうか。

皆が一律に2年ということか。(起草委員長)

運営調整部会長

それでもいいとは思いますが、最初は、現策定委員が1年で変わって、新任委員は2年というほうがよいか。半分ずつ交代していくという形だ。

欠員が出たらという話は、補充すると条項にいれておけばいい。そうすれば、常に14名になる。

1年後には現策定委員はいなくなるということか。

運営調整部会長

そういうことになる。

それでは、任期は、公募委員は1年の任期でスタートし、そして新任委員は2年とする、公募委員が変わるとき、変わった新しい方が2年間ということによろしいか。

- 一同異議なし -

運営調整部会長

公募委員の人数割りについてはどうか。

私の所属検討部会でまとめた見解として、8名なら8名で全部まっさらなほうがいいのというものがある。ただ、8名募るのが大変なので半分は現策定委員としてはということだ。

4対4にせずに6対2となると、6をどう分けるのかが問題となる。  
(起草委員長)

運営調整部会長

最初は策定に携わった方を少し多めにしたほうが良いので6対2という意見があったが、各検討部会からということから5対3という考えもある。

4対4となると、4名を誰が決めるのか、話し合いが難しくなる。5名なら各検討部会で話し合ってもらえば済むメリットがある。各検討部会に任せるのが一番早い。

運営調整部会長

それは6対2でも可能で、5検討部会から1名ずつとし、残りの1名は立候補や部会長決める、とできる。

5対3が手続きとしては、最も簡単だ。2年任期の1名を誰にするかはその中でまた、話あってもらえばよい。(起草委員会)

各検討部会はもう終了したのだから、もう検討部会からは脱却して3月10日の全体会でスパッと決めたほうがよい。そのほうが公平公正だ。

最後の全体会でやるのなら、立候補になるだろう。

決め方についてのこだわりは無いが、各検討部会から1名ずつの5対3が一番スムーズに進むのかと思う。各検討部会の方たちは誰であれ運用推進委員会の委員になれば一所懸命やるだろう。

検討部会が済んだところもある。手引きを送るときに立候補するか各委員に問うて、立候補が多ければ3月10日に抽選で決めてはどうか。少ないときは各検討部会長から推薦して決めればよい。

検討部会から1名ではいつまでも検討部会をひきずりそうなので、検討部会の枠は抜きにして出たい人が出ればよい。多かったら抽選でいい。

第3の案だが、立候補の数が4名から6名なら、その数でいいのではないか。

公募の方は22人に限定されるので、公募の方全員から抽選してもいいのではと思う。ここで議論している人と温度差があるかもしれない。また、みんなに選挙権と被選挙権があって投票するという手もある。それならば検討部会の意思というものも出てくる。

ここでは、自ら委員をやろうという意思がある人のほうがふさわしい。

誰も立候補者がいないということも考えておく必要がある。

その場合は、抽選して、もう一年やってくれということも確かに一つの考え方であろう。(起草委員長)

立候補のほうがよい。抽選された人では、意識が落ちることもある。

そもそも公募している方達なのだから4、5名は立候補するのではないか。

新任をできるだけ多くしたい気もあるし、各検討部会から1名もいいかと思う。人が出てくるのかという問題もあり、悩みどころだ。

4対4にして、モラルの問題からも立候補のほうがよい。少なければ抽選はやむを得ないだろう。

運営調整部会長

これまでの意見では、立候補を支持する声が多かったように思う。人数についてはまちまちであったが、意見を聞いていて現策定委員4名、新任4名が公平だと感じた。

立候補とし、人数は4対4でいかがか。

- 一同異議なし -

運営調整部会長

手引きの配付とともに立候補を募り、事前に立候補をしてもらう。立候補が4名の場合はそれで決定とし、4名以上なら公開で抽選とする。4名未満の場合には推薦とし、推薦は正副委員長6名にまかせていただきたい。

- 一同異議なし -

運用推進委員会条例施行前の4名の委員の位置づけはどうなるのか。

運営調整部会長

委員予定者ないしは内定者となるのだろう。新任が選ばれ、委員会が設置された時点で正式に運用推進委員になる。

準備委員といった何らかの名称を与えておくのもいい。最初は公募なのかどうかよくわからない微妙な位置づけとなって、テクニカルには難しいが、それで趣旨はわかる。

運営調整部会長

策定委員会からの指名委員ということではどうか。

自治基本条例策定委員会から選んだ、推薦委員ということにするしかないだろう。その中に、公募で、団体推薦で、という区分けがあるということだ。

もう一点、一年後に新たに委員を募集した時に、現委員から応募があった場合どうするのか、その規定を議論しないといけないかと思うが。(事務局)

	<p>再任を妨げないとあるし、そこまで厳密にすることはないのではないか。</p> <p>運営調整部会長</p> <p>ただ、初年度だけは、現委員が新任として応募することは禁止したほうがよいと思うがいかがか。その次の公募のときにはよいかと思うが。</p> <p>自粛してもらいたいという話を、全体会で話せばいいのではないか。</p> <p>今後のスケジュール</p> <p>運営調整部会長</p> <p>それでは、運用推進委員会については、手引きとあわせ、3月10日の全体会で了承をいただき、市長へ第2次答申とする。</p> <p>次に、今後のスケジュールについて、まず、3月10日に最終の全体会を開催し、それから議会で条例案が可決されたのち4月1日から施行ということになる。</p> <p>さらに、4月8日水曜日の夜に委員全員と事務局で懇親会を開催したいと考えており、詳細は追って事務局から案内を差し上げる。</p> <p>条例施行後、市民へ条例の各戸配布を考えている。市民の方に見やすいものをカラー版でと考えている。説明は最低限とし手元においてもらいやすいものを想定している。</p> <p>手引きについてはホームページや市政情報コーナー等でもみられるようにする。(以上、事務局)</p> <p>運営調整部会長</p> <p>以上をもって運営調整部会を閉会する。ご協力に感謝する。</p>
次回以降日程	なし